

令和 7 年
第 2 回

定例会会議録

令和 7 年 10 月 27 日 開会
令和 7 年 10 月 27 日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会

令和 7 年第 2 回東京たま広域資源
循環組合議会定例会会議録

目 次

| | |
|--|----|
| 議事日程 | 1 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 職務のため出席した者 | 2 |
| 開会 | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 会期の決定 | 5 |
| 管理者報告 | 5 |
| 議案第 13 号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めるについて | 22 |
| 議案第 14 号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めるについて | 25 |
| 議案第 15 号 令和 6 年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について | 27 |
| 議案第 16 号 令和 7 年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第 1 号） | 42 |
| 議員派遣について | 44 |
| 閉会 | 46 |

令和 7 年第 2 回東京たま広域資源
循環組合議会定例会議事日程

令和 7 年 10 月 27 日（月）
午後 1 時 30 分

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 管理者報告

日程第 5 議案第 13 号

専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めるについて

日程第 6 議案第 14 号

専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めるについて

日程第 7 議案第 15 号

令和 6 年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第 16 号

令和 7 年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議員派遣について

出席 (応召議員)

| | | | |
|------|-----------|------|----------|
| 第1番 | 日下部 広志君 | 第2番 | 上條 彰一君 |
| 第3番 | 落合 勝利君 | 第4番 | 土屋 けんいち君 |
| 第5番 | 鴨居 たかやす君 | 第6番 | 比留間 利蔵君 |
| 第7番 | 渡辺 純也君 | 第8番 | 清水 仁恵君 |
| 第9番 | 森本 せいや君 | 第10番 | 鈴木 成夫君 |
| 第11番 | 岡田 しんpei君 | 第12番 | 島谷 広則君 |
| 第13番 | 佐藤 まさか君 | 第14番 | 星 いつろう君 |
| 第15番 | 山口 智之君 | 第16番 | 武藤 政義君 |
| 第17番 | 辻村 ともこ君 | 第18番 | 佐竹 康彦君 |
| 第19番 | 星野 玲子君 | 第20番 | 間宮 美季君 |
| 第21番 | 田口 和弘君 | 第22番 | 本間 としえ君 |
| 第23番 | 榎本 久春君 | 第24番 | 鈴木 拓也君 |
| 第25番 | 坂井 かずひこ君 | 第26番 | 古宮 郁夫君 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

| | | | |
|------------|--------|-------|--------|
| 管理 者 | 阿部 裕行君 | 副管理 者 | 高野 律雄君 |
| 副管理 者 | 高橋 勝浩君 | 副管理 者 | 橋本 弘山君 |
| 事務局長 | 藤井 達男君 | 総務課長 | 植田 威史君 |
| 適正化・広報担当参事 | 石黒 洋子君 | 環境課長 | 古畑 守君 |
| 事業調整課長 | 寺谷 次明君 | 業務課長 | 田中 常治君 |
| エコセメント担当参事 | 下間 志正君 | 会計管理者 | 岩本 俊行君 |

職務のため出席した者

| | |
|-----------|------------|
| 書記 小澤 崇君 | 書記 伊藤 孝太郎君 |
| 書記 工藤 翔太君 | 書記 石谷 光君 |

令和7年第2回東京たま広域
資源循環組合議会定例会議録

日 時 令和7年10月27日（月）

午後1時30分

場 所 東京自治会館・大会議室

午後1時30分開会

○議長（土屋 けんいち君） 皆様、こんにちは。

それでは、開会に先立ち、議員の出席状況について御報告いたします。

ただいまの出席議員は25名（※1名遅刻）であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回東京たま広域資源循環組合議会定例会を開会いたします。

本日の日程に先立ちまして、本年7月の組合議会全員協議会において、質疑回数について2回までという制限を3回までとする等の方向で再検討を要望する旨の意見がありました。これを受け、本日のブロック代表者会議で本案件を議題とし協議したところ、変更は必要なという意見が多数ありました。

よって、現行会議規則の変更はしないことにいたしました旨を御報告申し上げます。

[日程第1]諸般の報告

○議長（土屋 けんいち君） それでは、日程に入ります。

日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数につきましては15名といたします。また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は管理者挨拶及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者挨拶及び事務局長の経過報告は指定の記者席から行うものといたします。記者の皆様、御協力を願いいたします。

なお、本会議場への電子機器の持ち込みに関する申合せ事項によりまして、パソコンやタブレット端末等インターネット通信等が可能な電子機器の本会議場での使用は認められていませんので、御協力を願いいたします。

13番、佐藤議員。

○13番（佐藤 まさたか君） すみません、冒頭申し訳ございません。今の件でちょっとお願ひというか、できたらと思って発言をお許しいただけたらと思い、よろしいでしょうか。手短に済ませますので。

○議長（土屋 けんいち君） はい。

○13番（佐藤 まさたか君） すみません、今のパソコンの持ち込みなんですけれども、もちろんインターネットに使うとかという意味ではなくて、メモとして日常使っているものですから、いわゆるメモ、今日も用紙を配っていただいてありがとうございますけれども、実際はパソコンでメモを取って、それを戻ってからの報告等にも生かしていきたいと思いますので、ぜひ道具としてというか、メモ装置としてのパソコンの使用を認めていただくように御検討いただけないかということを一言冒頭申し訳ないんですけれども、お願ひをしておきたいなというふうに思いますので、ぜひ御検討のほどお願ひできたらと思います。

以上でございます。すみません、失礼しました。

○議長（土屋 けんいち君） 植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） 本件の申合せ事項につきましては、令和2年2月の組合議会全員協議会において、本会議場での電子機器の使用は不可とするということを決定しております。ただいまの御意見につきましては、ほかの議員の皆様の御意見もあると存じますので、改めて電子機器の取扱いについて他の同様事例を研究あるいは参考とし、協議の手法も含めて議長及び副議長と相談しながら、事務局のほうでも検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 けんいち君） 佐藤議員、よろしいでしょうか。

○13番（佐藤 まさたか君） はい。結構です。どうもありがとうございました。

○議長（土屋 けんいち君） それでは、電子機器の取扱いについてはそのように確認をいたしました。

[日程第2]会議録署名議員の指名

○議長（土屋 けんいち君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会会議規則第89条の規定により、議長において、第10番、鈴木成夫議員、第26番、古宮郁夫議員を指名いたします。

[日程第3]会期の決定

○議長（土屋 けんいち君）　日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

[日程第4]管理者報告

○議長（土屋 けんいち君）　日程第4、管理者報告を行います。

説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君）　皆様、改めまして、こんにちは。管理者を仰せつかっております多摩市の市長の阿部裕行です。

令和7年第2回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶と御報告を申し上げます。

組合議員の皆様におかれましては、お忙しい中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

昨日、おとといは物すごい雨と寒い中で、実は後ほど御紹介、御報告いたしますが、日の出町の産業まつりも開催されましたが、私も初日、小雨の中を参りました。

私ども多摩市においてもハロウィンであったりいろんなイベントがあり、多分今日御出席の皆様方の多くの自治体で秋の行事がめじろ押しだったのではないかと思います。今日の晴れがほしかったなと思います。

いずれにしましても、本日もお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

本日の定例会は、本年7月の組合議会臨時会以降の組合事業の経過報告とともに、5件の議案等について審議をお願いするものでございます。議案については、1件目と2件目は専決処分の承認を求めるについてでございます。3件目は令和6年度の決算の認定、4件目は令和7年度の補正予算（第1号）、最後に議員派遣について、以上5件となっております。

詳細につきましては、後ほど事務局より説明がありますので、私からは最近の当組合をめぐる状況について若干の報告をさせていただきます。

初めに、現在の処分場の管理運営状況ですが、組織団体の皆様方の御協力によりまして、エコセメント化施設での焼却灰の受入れは順調に進んでおります。エコセメント化施設更新工事につきましては、本年7月の議会臨時会において工事請負契約の議決をいただき、8月6日にエコセメント化施設基幹的設備改良工事及び運営事業に係る契約を締結いたしました。これにより令和13年3月までの期間で建設工事を実施するとともに、令和8年4月から令和33年3月までの25年間の運営が継続されることとなりましたことを御報告申し上げます。

御案内のとおり、このところの物価高騰や労務単価上昇の影響を受け、合わせて約2,214億円の契約となりましたが、このたびの更新工事を通じて、将来にわたり搬入される焼却残さの処理を確実に実施できるよう、施設の管理運営に万全を期し、埋立てゼロを継続してまいります。

次に、埋立ての終了しました谷戸沢処分場につきましては、7月から8月にかけて夏休み処分場見学会を3回ほど実施し、約100名の方々に御参加いただきました。8月26日に開催された環境影響評価委員会には私も出席いたしました、日の出町の皆様、周辺自治体のあきる野市、檜原村の住民の皆様に令和6年度の環境調査結果等について御報告をさせていただきました。また、開設から40年以上がたちますが、生物多様性が保全されていること等が評価され、本年9月に内陸の管理型最終処分場として初めて地域生物多様性増進法により制度化された自然共生サイトに認定されました。今後も引き続き処分場の安全性や自然回復の状況について積極的にPRしてまいります。

最後になりますが、地元自治体や日の出町との良好な関係を維持していくことは、これまでも、そして、これからも引き続き重要な礎になっていると考えます。私も管理者として日の出町において7月26日に開催されたひでの夏まつりに出席し、御挨拶をさせていただくとともに、9月30日には東町長に直接お会いして、現行の公害防止協定等の期限が迫っていることから、期間延長などの変更に関する協議をお願いしてきたところであります。

さらに、10月13日には日の出町合併70周年、町制施行50周年記念式典がイオンモール日の出のイオンシネマで開催され、東京都知事や地元選出の都議会議員などとともに祝辞を述べさせていただきました。直近では、一昨日の10月25日に日の出町産業まつりにも参加し、御挨拶を申し上げてきたところであります。

組合議会議員の皆様におかれましては、引き続き当組合の事業運営に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、私からの御挨拶並びに御報告とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（土屋 けんいち君） ありがとうございます。

続きまして、事務局より説明を求めます。

藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それでは、本年7月に開催されました組合議会臨時会以降の組合事業の経過につきまして、私、事務局長の藤井から御報告申し上げます。

失礼でございますけれども、着座にて説明を続けさせていただきます。

恐れ入りますけれども、議案書の2ページをお開きいただければと存じます。

各委員会関係でございます。

初めに、（1）共通にございますとおり、本年8月25日に第13回エコセメント化施設更新工事等検討委員会、第8回第7次廃棄物減容（量）化基本計画策定等委員会を開催いたしました。

ここで、第7次廃棄物減容（量）化基本計画及び災害時の廃棄物処理方針の概要につきまして、担当の課長より詳細を説明申し上げます。

○議長（土屋 けんいち君） 寺谷事業調整課長。

○事業調整課長（寺谷 次明君） 事業調整課の寺谷でございます。

それでは、お手元の別添の資料1を用いまして、第7次廃棄物減容（量）化基本計画の内容について御説明を申し上げます。

以降、着座にて失礼をいたします。

それでは、資料1、1、廃棄物減容（量）化基本計画とはを御覧ください。

減容（量）化基本計画は、最終処分場の長期にわたる活用やごみ減容（量）化に向けまして組織団体25市1町の皆様とともに策定をする地域計画でございます。谷戸沢処分場の埋立て終盤でございました平成5年度に第1次の計画を策定して以降、社会情勢や廃棄物処理を取り巻く環境の変化に対応し、おおむね5年ごとに改定を重ねてまいりました。現在は令和3年度から開始した第6次計画の計画期間中でございます。

令和8年度から12年度までの5か年を計画期間といたします次期第7次計画につきましては、一昨年、令和5年度から約2年間をかけまして組織団体の皆様と御議論を重ね、このたび取りまとめたところでございます。

第7次計画の策定に当たりましては、令和8年度以降も25年間のエコセメント化事業の継続が決定をしたこと、エコセメント化施設の工事中も埋立関連施設の整備により、これまでと同様、埋立てゼロの継続が可能であること、組織団体の皆様のごみ減容（量）化の努力によりまして、焼却残さの搬入量が減少傾向にあることといった背景がございますことから、計画の目的を埋立てゼロの継続によるニッ塚処分場の長期使用、目標をエコセメント化施設の安定的な運営といたしました。

続きまして、2、第7次計画の課題及び対応方針を御覧ください。

課題の1つ目が焼却残さ搬入量の減少と一定量の確保となります。各組織団体におけるごみ減量や資源化の取組の進展などによりまして、焼却残さの搬入量は減少傾向にございます。一方で、エコセメント事業を持続的かつ安定的に運営するためには、一定量の焼却残さの確保が必要不可欠でございます。こうしたことから2点の対応方針を定めてございます。

1点目は、第7次計画におきましては焼却残さの定量的な搬入目標を設定しないことといたします。これは多摩地域が組織団体の皆様の御努力により全国トップレベルのリサイクル率を達成しており、減容（量）化の限界に近づいていることや定量的な搬入目標の設定はかえってエコセメント事業の安定的な運営に資さないと判断をいたしました。一方、不燃残さにつきましては、第6次計画と同様、搬入ゼロの継続を目標といたします。

対応の2点目が外部搬出の原則禁止でございます。循環組合の定期修繕時などにおきまして、組織団体によっては民間の処理業者への外部搬出を実施しておりますが、第7次計画期間中は埋立関連施設の整備・稼働によりまして外部搬出分を含めた焼却残さを組合で全量受入れ可能となりますことから、原則外部搬出は禁止とさせていただきます。

ただし、災害時に備えた搬出先の確保や有価物、組合で受入れができない有害物など各団体の特段の事情による外部搬出は例外として認めることといたします。

続きまして、資料の右上を御覧ください。

課題の2点目といたしまして、乾燥灰の受入れ上限を超過する場合の対応でございます。

循環組合に搬入される焼却残さにつきましては、乾燥灰と呼ばれる集じん装置などから回収される乾いた灰と湿灰と呼ばれる高温の灰を冷却するために加湿をした灰、乾燥灰を薬剤で固化した灰がございます。エコセメント化する焼却残さ全体に占める乾燥灰の割合は、これまでの実績から上限25%程度とされてございます。一方、各団体から搬入される乾燥灰割合は上昇傾向にございまして、今後、受入れの上限を超過するおそれがあることから対応が求められております。こちらの課題につきましては、埋立関連施設で乾燥灰を受入れ固化処

理を行うことで対応いたします。

なお、エコセメント施設の定期修繕期間中や、埋立関連施設の非稼働期間につきましては、これまでどおり各組織団体に対しまして乾燥灰の固化処理を依頼いたします。

課題の3点目が災害時の廃棄物処理方針の策定です。

災害の多発化・激甚化が進む中、廃棄物処理に関する災害対応力強化が求められておりましたが、現行、循環組合と組織団体の間では災害時の廃棄物取扱いルールが定められてございません。つきましては、災害時の廃棄物処理に係る行動指針といたしまして、次の資料2で御説明をいたします災害時の廃棄物処理方針を策定いたしました。

3、第8次計画以降における課題につきましては、将来に向けて検討が必要な課題を記載してございます。

1点目が今後も人口減少やリサイクルの進展などにより、焼却残さの搬入量のさらなる減少が見込まれることから、エコセメント事業の安定的な運営に向けた焼却残さの確保が必要となってございます。

2点目が乾燥灰の受入れ割合の増加が見込まれる中、埋立関連施設の使用が終了した場合、乾燥灰の割合が受入れ上限を超えるおそれが生じることから、乾燥灰の処理方法の検討が必要となってございます。

以上で資料1、第7次廃棄物減容（量）化基本計画概要版の御説明を終わります。

引き続きまして、資料2、災害時の廃棄物処理方針について御説明を申し上げます。

1、処理方針策定の経緯を御覧ください。

多摩東部直下型地震など大規模地震が近い将来高確率で発生が想定されており、また、自然災害の多発化・激甚化が進む中、防災力強化が喫緊の課題となっております。循環組合におきましても、エコセメント化施設の設備更新により災害対応力の強化を図る一方、資料1の御説明でも申し上げましたとおり災害時の廃棄物取扱いルールが未整備であり、また、日の出町や青梅市、あきる野市と締結をしている公害防止協定なども災害時に十分に対応していないという状況でございます。

こうした背景の下、災害時の廃棄物処理方針を策定するとともに、災害時を想定し、公害防止協定等を変更することといたしました。

2、総則を御覧ください。

本処理方針は第7次計画の災害時における行動指針として位置づけ、エコセメント化施設、二ツ塚処分場の稼働を前提としてございます。対象とする災害は地震や風水害などの自然災

害であり、対象とする廃棄物は公害防止協定等で搬入が認められている組織団体からの焼却残さや不燃残さといたします。

3、災害時における廃棄物の処理方針を御覧ください。

まず、焼却残さにつきましては、エコセメント化施設及び埋立関連施設を含めた処理能力である日当たり330トンまたは年単位で9万4,000トンの範囲内であれば全量受入れが可能でございます。これは組織団体の14の中間処理施設の処理可能量85%に該当いたします。ただし、災害による廃棄物の増加などによりこの受入れ能力を超過する場合は、搬入量を調整させていただきます。

次に、不燃残さは平時と同様、原則といたしまして二ツ塚処分場への搬入、埋立処分は行いませんが、災害時の状況によりましては組織団体と循環組合で協議の上、埋立処分を検討いたします。

4、災害時の費用負担を御覧ください。

災害時の廃棄物処理や施設の復旧に係る費用につきましては、国の補助金を最大限に活用いたします。また、循環組合にお支払いをいただいている組織団体負担金につきましては、災害廃棄物由来の焼却残さ発生量を含めた搬入実績に基づき算定いたします。

5、組織体制・発災時における対応を御覧ください。

発災時には循環組合が主体となりまして、廃棄物の受入れ調整や車両台数の調整、不燃残さの埋立て実施の可否判断などを行う連絡調整会議を組織することを定めました。また、搬入団体が迅速かつ円滑に廃棄物処理を進められるよう、時系列で具体的な対応手順を定めたタイムラインを作成いたしました。加えて、東京都、組織団体、搬入団体との連携体制の構築や地域全体での広域支援についても検討を行うことを記載いたしました。

6には参考といたしまして、二ツ塚処分場の災害廃棄物仮置き場としての利用可能性について検討しております。各組織団体から発生する災害廃棄物の量や仮置き場に必要な面積を算定し、二ツ塚処分場が仮置き場として利用が可能かどうか検討いたしました。

なお、第7次計画期間中におきましては、埋立地に埋立関連施設を整備することから、物理的に仮置き場としての利用はできません。また、利用に当たりましては、地元の御理解や公害防止協定等の変更も必要であることから、第8次計画に向けて検討を深めてまいります。

7に方針の実効性を担保する方策といたしまして、必要に応じた計画の見直し・改正や職員への教育・訓練などについて定めております。

なお、第7次計画及び処理方針につきましては、今後、冊子として印刷をした後、年度末

までに組合議員の皆様や組織団体など関係先に配布をさせていただく予定でございます。

以上で災害時の廃棄物処理方針に関する説明を終わります。

○議長（土屋 けんいち君） 藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それでは、議案書の2ページにお戻りください。

議案書2ページでございます。谷戸沢処分場関係でございます。

8月26日に阿部管理者出席の下、日の出町や周辺自治体のあきる野市及び檜原村の議員及び住民、行政職員が委員でございます第49回環境影響評価委員会を開催いたしまして、谷戸沢処分場やその周辺の水質等の環境調査報告を行い、これまでと同様に安全かつ安定的に推移していることを委員の皆様に確認していただいたところでございます。

9月25日には谷戸沢処分場が立地する日の出町第3自治会が主催いたします監視委員会が開催され、令和7年度第1四半期の環境調査結果及び処分場の管理運営状況等について報告いたしました。

続きまして、（3）二ツ塚処分場関係でございます。

9月26日に二ツ塚処分場が立地いたします日の出町第22自治会が主催いたします対策委員会が開催されまして、環境調査結果及び処分場の管理運営状況等について報告いたしました。

続きまして、3ページをお開きいただければと存じます。

処分場埋立て及びエコセメント関係につきまして、本年5月から8月までの埋立て等実績を記載してございます。

組織団体における不燃ごみのリサイクル化の取組によりまして、平成30年4月以降は埋立て処分を行っておらず、各月の処分場の埋立て状況はゼロ立米を継続してございまして、埋立て進捗率は44.7%で変化ございません。

なお、令和6年9月より石川県能登半島地震に伴います災害廃棄物の焼却灰を受け入れておりましたが、本年8月末で当処分場での受入れが終了いたしました。

エコセメント化施設につきましては、平成18年7月に稼働して以来、受け入れた焼却残さの全量をエコセメント化してございます。本年度におきましても、安定稼働いたしております。

続きまして、焼却残さ受入れ量につきましてでございますが、毎月5,500トン前後で推移してございます。令和7年5月から8月までの累計では、2万2,600トンを受け入れております。出荷量は7月の1万2,300トンから8月の3,900トンまで幅がございますが、こちらは定期的に1週間から10日程度施設の修繕を実施しているためございまして、施設稼働日数

の違いによるものでございます。

それでは、ここでエコセメント化施設基幹的設備改良工事及び埋立関連施設等整備工事につきまして、担当参事より新たな動きの詳細について説明を申し上げます。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） エコセメント担当参事の下間でございます。

それでは、お手元の資料3、エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び埋立関連施設等整備工事について御説明いたします。

お手元の別添の資料3を御覧いただければと思います。

それでは、こちらからは着座して御説明させていただきます。

まず、全体工程表について御説明いたします。

エコセメント化施設基幹的設備改良工事につきましては、令和7年8月に契約し、着工に向けて準備を進めております。一方、基幹的設備改良工事の前段階工事といたしまして計画された埋立関連施設等整備工事につきましては、来年10月稼働を目指し、日の出町や地元自治会への説明を実施いたしました。本日の資料3の作成時点では、10月に工事着手を予定しておりましたが、具体的な日にちまでは未定でございました。その後になりますが、10月15日、無事準備工事に着手いたしました。

次に、二ツ塚処分場平面図につきまして、裏面を御覧ください。

裏面の上段のところにつきまして埋立関連施設の場所を図で示してございます。

最後に、下段の埋立関連施設イメージ図を御覧ください。

イメージ図といしましては、湿灰受入処理施設及び乾燥灰受入処理施設について示してございます。

御説明は以上となります。

○議長（土屋 けんいち君） 藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それでは、続きまして、4ページをお開きいただければと存じます。環境関係になります。

まず、本年8月20日から27日にかけまして、本年2回目となります二ツ塚処分場敷地内の大気中ダイオキシン類調査を行いました。

続きまして、9月29日に谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント化施設の令和7年度第1四半期調査分の水質等調査結果の公表を行いました。いずれの調査におきましても、従来の調査結果と大きな変化はございませんで、周辺の生活環境に影響を及ぼしていないと

ということを確認してございます。

続きまして、搬入廃棄物適正化関係でございます。

9月2日から11日にかけまして、本年度前期立入調査を中間処理施設6施設に対して行いました。搬入不適廃棄物の分別除去の状況などが適正に行われていることを確認いたしました。

続きまして、広報関係その他の（1）広報事業でございます。

7月の組合議会臨時会以降の特段の報告はございませんが、本年12月に組合広報紙たまエコニュース86号を発行予定でございまして、現在、準備を進めておるところでございます。

次に、（2）見学事業でございます。

本年7月31日から8月7日にかけまして、延べ3回、多摩地域の中間処理施設の御協力をいただきまして、夏休み処分場見学会を開催し、約100名の方々に御参加くださいました。

続きまして、5ページから6ページにわたっては（3）三多摩は一つなり交流事業でございます。

組織団体、搬入団体の皆様の御協力の下、記載のとおり18事業を実施いたしましたところです。参加者の皆様には、中間処理施設や最終処分場の見学のほか、日の出町や各組織団体における観光地等の見学を通じまして、ごみの搬出側でございます組織団体の住民の方々と焼却残さを受け入れている日の出町の町民の皆様とで相互に理解を深めていただいたところでございます。

報告は以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 報告は終わりました。

なお、質疑でございますが、議会会議規則第47条の規定によりまして、同一議題について1人2回までとなりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの報告に対する質疑はございますか。

24番、鈴木拓也議員。

○24番（鈴木 拓也君） 資料1に関して数点お尋ねいたします。

2のところで焼却残さは減り過ぎちゃうと困るんだというお話がありまして、一定量というお話がございました。これは月量5,500トンに対して一定量はどのくらいのことを考えているのかお尋ねします。

それから、その下のほうの外部搬出原則禁止とあるんですけれども、今状況はどうなっているか、つかんでいるところをお教えいただけないでしょうか。

それから、禁止していくというんですけれども、どんな方法でそれを縛っていこうとしているのかお尋ねします。

それから、右側のページで課題2、乾燥灰への対応ということで、こちらは上昇傾向というお話をでした。これはなぜなのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 寺谷事業調整課長。

○事業調整課長（寺谷 次明君） それでは、4点の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今後のエコセメント事業を安定的に運営するため一定量の焼却残さ搬入量の確保が必要との記載の一定量はどの程度かという御質問だったかと思います。

こちらにつきましては、令和5年3月に策定をいたしましたエコセメント化施設更新工事等基本計画におきまして、エコセメントを購入して二次製品を製造している事業者に対する必要な年間販売量から逆算をいたしまして、焼却残さ処理量を年間6万1,000トンと算定してございます。

2点目です。外部搬出の現状という御質問だったかと思います。

こちらも令和5年に組織団体の皆様にアンケートをさせていただきました。その結果、全団体合計になりますけれども、外部搬出のトータルが約4,300トンというふうに伺ってございます。

3点目の御質問が外部搬出禁止の具体的な方法という御質問だったかと思います。

こちらにつきましては、今回策定をいたします第7次廃棄物基本計画におきまして決めさせていただくんですけれども、特段罰則とかそういうものは設けておらず、こちらの計画で位置づけさせていただくということとしております。

4点目ですけれども、乾燥灰が上昇傾向にあるその理由ということでございますが、こちらにつきましては、各組織団体の焼却炉の更新であるとかそういったことが理由の一つであるかなというふうに考えてございますが、基本的には組織団体から循環組合に運んでくる時点で乾燥灰のままお持ち込みいただくか固化処理をお持ち込みいただくかというのは、各団体のほうにお任せをしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 24番、鈴木拓也議員。

○24番（鈴木 拓也君） 分かりました。

まず、一定量の件なんですけれども、年間6万1,000トン、これを下回ると何が起こるのか教えてください。

2点目です。外部搬出4,300トン、これは増えてきているという状況なのか。増えているのであれば、それはなぜだと考えていらっしゃるのかお尋ねします。

それから、乾燥灰のことなんですけれども、それぞれの方針だということなんですけれども、その前の外部搬出もそうなんですけれども、自主的ということの答弁だったのかな。何かうまくいくのかよく分からなかったんですけれども、どう認識されているかお尋ねいたします。

○議長（土屋 けんいち君） 寺谷事業調整課長。

○事業調整課長（寺谷 次明君） 御質問の2点目と3点目について先にお答えさせていただきます。

まず、4,300トンが増えていているかどうかというお話なんですけれども、こちらにつきましては以前に調査をした結果がございませんで、今回初めて調査をさせていただいたところでございますので、過去の経過はここでつかんでいないというところがお答えでございます。

3点目のそれぞれの方針がうまくいくのかということなんですけれども、こちらについてはあくまでお願いということで、こちらの基本計画自体を組織団体、搬入団体の皆様とつくり上げていっている計画でございますので、その中で共通認識を持たせていただいたというところでございます。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） 1番目の搬入量が少なくなるとどんなことが起きるかというところでございますが、エコセメント供給に必要な量につきまして関係者へのヒアリングによれば、定期的にエコセメントを購入して二次製品を製造している事業者に対する必要な年間販売量として8万5,000トン程度確保できれば確実に供給継続が可能となります。

○議長（土屋 けんいち君） ほかに質疑はございませんか。

2番、上條議員。

○2番（上條 彰一君） 今、鈴木議員のほうから質問をされた点で私も何点かお聞きします。

まず、焼却残さの一定量の確保というのは6万1,000トンだということなんですが、先ほどの答弁で基本計画では二次製品を製造している事業者の年間販売量から6万1,000トンを算定している、こういう答弁がありました。この答弁というのは二次製品の販売量を確保す

る、すなわち事業者の利益を保証するために6万1,000トンの焼却残さを確保することが必要だと、こういうふうに理解をしていいのかどうかお聞かせください。

それから、資料1の関係ですが、3の第8次計画以降における課題の中で今後の安定的なエコセメント事業の運営に向けた焼却残さ搬入量の確保策を検討と書かれておりますが、どのような確保策が考えられるのか具体的にお示しをいただければと思います。

次に、資料3、エコセメント化施設基幹的設備改良工事及び埋立関連施設等整備工事について伺います。

この中に日の出町や地元自治会への説明を実施の上、今年10月より準備工事に着手をしている、こういう文言が書かれておりました。先ほどの説明で工事は10月15日に着手をしたということですが、まず、この説明会は行われたとすればどこで行われ、何人が参加をされたのか、また、組合側からはどのような説明が行われ、それに対して参加者からは御意見や御要望などを出されたのか、それから、組合側の説明の中で安全対策や環境対策について説明がされたのかどうかお答えをいただきたいと思います。

次に、この議案書の中の3ページ、処分場埋立及びエコセメント関係の埋立実績であります。

先ほどの説明では、いわゆる稼働日数の違いで7月のエコセメント出荷量が増えたという説明がありました。私も計算してみて5,300トン増えているという状況であります。それで、7月以外の月というのは先ほどの説明の中でも施設の休止だとか点検だとかそういうのがあったということで、7月はフル稼働ということになったんだと思いますが、このフル稼働しなければならない理由というのはどちら辺にあるのかお答えをいただきたいと思います。

それから、4ページ目の環境関係について伺います。

9月29日付で私ども議員に谷戸沢・二ツ塚エコセメント化施設それぞれの令和7年度第1四半期の水質等の環境調査結果の概要というのがお送りいただいております。それで、これを見ましたら、環境調査のうち重金属類等の調査結果ではエコセメント化施設でカドミウムとセレンが基準値よりも低い値でありますけれども、検出をされております。私はこういう重金属類というのは出ないほうが環境にはよいと考えておりますが、技術的にはこれ以上減らすというのは難しいのかどうか見解をお聞かせください。

それから、排ガス調査の結果についてであります。エコセメント化施設の窒素酸化物と全水銀、それから、ダイオキシン類が法規制基準値や自己規制値以下でありますけれども、検出をされております。重金属類と同様にこういう水銀だとかダイオキシン類などは出ないほ

うがよいわけでありますが、さらに減らすということは、現状では技術的に難しいのかどうか見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） 1番目の焼却残さの処理量のことでございます。

焼却残さにつきましては、焼却残さ処理量が8万5,000トン必要だというところでございますが、これは事業者の利益でもございますが、事業者が販売できないと、当組合に搬入される各構成団体からの焼却残さが処理できず我々組合のエコセメントの量を全部使って処理する、全部外に搬出するためにはこの量が必要ということでございますので、我々組合もありますし、あと事業者の利益、両方ございます。

引き続きまして、エコセメント担当といたしまして焼却残さ搬入量の件につきましてですが、7月フル稼働しなければならない理由というところでございますが、7月以外の5、6、8月につきましては定期修繕等がございまして、そのためにやむを得ず止めているというところでございますので、本来は7月のようフル稼働が基本でございます。

最後に、エコセメント化施設の基幹的設備改良工事につきまして、地元に説明というところで説明会が行われた場所、どこで行われ何人が参加されたのかというところでございますが、令和7年9月26日に日の出町内で開催された第22自治会対策委員会におきまして、埋立関連等施設工事に関する説明を実施しております。参加者につきましては、自治会関係者と町職員の方の計16名が参加されました。

組合からは工事スケジュールや施工の方法、各種安全対策や環境対策について説明いたしました。安全対策につきましては、風速5メートル毎秒以上の場合の作業中止、車両走行ルール講習会の実施等でございます。環境対策につきましては、テント内を陰圧にするバグフィルターの設置等の説明をさせていただいたところでございます。これらにつきまして説明させていただいたところ、特に参加者の皆様から御意見や御要望等はございませんでした。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 寺谷事業調整課長。

○事業調整課長（寺谷 次明君） 資料1、3の第8次計画以降における課題で、焼却残さ搬入量の具体的な確保策はという御質問であったかと思います。

こちらにつきましては、第8次計画以降の確保策につきましては今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 古畠環境課長。

○環境課長（古畠 守君） 議案書4ページの環境関係の御質問にお答えいたします。

エコセメント化施設の重金属回収設備から排出される下水道放流水につきましては、下水排除基準に適合するように処理をしております。また、同じくエコセメント化施設から排出される排ガスにつきましても、バグフィルターなどの排ガス処理設備で処理を適切にしております。いずれも基準値よりも低い値となっておりまして、また、地元との公害防止協定においてより厳しい値として定められた自己規制値を下回っております。

現在の処理設備におきましては最大限適切に処理をしておりますので、これは過去の変動の範囲内でありますので、特に問題ないと考えております。

以上となります。

○議長（土屋 けんいち君） 2番、上條議員。

○2番（上條 彰一君） まず、焼却残さの一定量の確保であります。事業者の利益でもあるし、我々の利益でもあると、そういう答弁であります。各団体のごみの減量リサイクルの取組でいわゆる焼却残さを少なくする、そういう努力がそれぞれされていると思います。しかし、これだと6万1,000トンを下回った場合には事業者の利益が損なわれるということで、これを必ず確保しなければいけないということで、かえって各団体でのごみ減量リサイクルの努力というのが損なわれて行くということになるのではないかと思いますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、次は資料3のエコセメント化施設の改良工事及び整備工事のことです。

まず、説明会が行われたということは分かりました。それで、16名が参加したとの答弁でありますが、私はかなりこの問題というのは地域的にも大きな問題ではないかなと思います。それで、このお知らせというのはどのようにされたのか。やはり広く住民に参加できるようにお知らせがされたのかどうか、この点をお答えいただきたいと思います。

それから、安全対策、風速5メートル毎秒以上の場合の作業中止という答弁であります。この理由を明らかにしていただきたいと思います。なぜ必要なのか。

それから、環境対策、テント内を陰圧にするためのバグフィルターの設置が必要ということで、設置をすると、そういう説明であります。この理由も併せてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、7月のエコセメント出荷量の5,800トン増えたということあります。先ほどの答

弁は本来フル稼働しなければならないということでありましたけれども、この施設も大分年数を経ているわけであります。施設の修繕だとか点検、清掃などを行わずにフル稼働すれば施設や設備の傷みもさらにひどくなるのではないかと思いますが、本当に大丈夫なのかどうか、この点をお聞かせいただきたいと思います。

次に、環境関係についてであります。

私の質問にちょっとお答えいただけなくて、いろいろ答弁はいただいたんですけども、いわゆる重金属の関係、それから、窒素酸化物や全水銀、ダイオキシン類、これ以上減らすというのは技術的に無理なのかという点の質問にお答えをいただきたいと思います。私は他の項目についてはNDということで検出不可ということになっているんですが、ここら辺が検出されているということで、結論的に環境には問題ないんだという結論を出しているんですけども、そういう金属類やダイオキシン類などが検出されているのは、微量であってもやっぱり環境への影響というのは出てくるのではないかと思いますが、その点についての見解をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） 御質問ありがとうございます。1点目のはうだけ私から御答弁させていただきます。

灰の絶対的な量を確保するためにということありますけれども、それが本当に組織団体の皆様のこれまでの減量努力を無駄にするのではないかという御懸念でございます。それは決してそういうことはないと思っています。処分場をできる限り延命化させるという意味でも皆様方に組合のほうからこれまでごみの減量を強くお願いしてきたところでもございますし、搬入規制もしてきたというその流れを十分我々としても受け止めて今日があるかと思っています。

ただ、そうした中で様々ごみの減量を進めていただくとともに、先ほど乾燥灰の話もございました。ごみ質が変わっている、施設が変わっている、様々な状況がございます。それで、そんな中で外部搬出をしているという実態もあるという中で今後どういうふうに灰の絶対量を確保していくのかということは重要な課題だと思っていますので、それは次の計画のところでしっかりと議論し、結論を出すものだと思っていますので、引き続き皆様方にはしっかりとごみの減量を市民の皆様、町民の皆様と取り組んでいただくということはぜひお願いしたいところでございます。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） 説明会につきまして全員にお知らせするべきではないかというところでございますが、こちらにつきましては、二ツ塚公害防止協定に定義される地域住民である22自治会に周知してこの説明会を開催したところでございます。

次に、埋立関連施設の環境対策のところでございますが、こちらにつきましては、なぜバグフィルターを設置するかというところでございます。テント内を陰圧にするとともに、テント内に浮遊する粉じん等を外に漏れださないようにするとともに、施設内から粉じんの舞っているものを集じんするためにバグフィルターを設置しまして、中の粉じん対策として浮遊するところを防止するというところでございます。

最後に、本来はフル稼働すべきだというところでございますが、これにつきましては、確かにおっしゃるとおり施設は古いので、フル稼働し続けると確かに故障等が想定されますので、年4回、1週間から20日程度の定期修繕を実施いたしまして、定期的に修繕等を行っておりますので、それに基づいて施設を維持しているというところでございます。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 田中業務課長。

○業務課長（田中 常治君） 先ほど風速5メートルのお話をいただきましたが、こちらは日の出町、二ツ塚廃棄物処分場に関わる公害防止協定・細目協定書に規定されておりまして、第3条の5項になりますが、埋立作業中止基準がございます。こちらでは、埋立作業が始まつてから10分間、5.5メートル以上の風速が観測された場合には埋立てを中止するということになっております。さらに、10分間風が収まったということであればまた作業を開始するということで、基本的には廃棄物の飛散が起こらないことを目的に協定で定めているものであります。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 古畠環境課長。

○環境課長（古畠 守君） エコセメント化施設の重金属類の排出につきましての御質問にお答えいたします。

技術的にこれ以上難しいのかという御質問でございますが、現在の処理設備におきまして、これまで適切に処理をしておりまして、確かに重金属類の検出がNDとなり、定量下限値未満というのが当然好ましいものではございますが、こちらも法令の基準等、公害防止協定

のさらなる厳しい基準を満たすように適切に処理しており、そちらの基準値よりも低い値として適切に処理をしていることで周辺環境、生活環境に影響を及ぼしていないということを確認しておるところでございますので、回答としては以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） ほかに質疑はございませんか。

20番、間宮議員。

○20番（間宮 美季君） 今回、災害時の廃棄物処理方針を作成していただけたということで、本当にありがたいなというふうに思っています。各自治体もやはり災害がいざ起こったときの廃棄物の処理というのは非常に大きな課題だと思っております。

それで、2点ほどちょっと伺わせていただきたいと思います。1点は連絡調整会議というのがこれからなんですか、立ち上がりしていくのかなというふうに思っているんですが、このメンバーというのはどういうことを想定され、また、平時に調整会議を行っていくのか、それともいざ災害が起きたときに調整会議を招集していくのかということがどのように御検討なさっているのかということを伺いたいというふうに思います。

それから、2点目です。関係主体との協力連携ということで、本当に今後広域による処分というのも検討していただけるということで、これは非常に重要であるというふうに思っております。もし現段階で震災時の相互応援に関する協定を結ばれて、想定される相手方というのがあるのかどうか、もしくは今後検討されていくことなのかどうかということを伺いたいというふうに思います。

以上、2点です。

○議長（土屋 けんいち君） 寺谷事業調整課長。

○事業調整課長（寺谷 次明君） 2点御質問があったかと思います。

まず1点目、連絡調整会議の設置の時期と体制の御質問であったかと思います。

まず、連絡調整会議につきましては、発災後を想定しております。連絡調整会議の体制でございますけれども、循環組合の事務局長を座長といたしまして、組織団体、搬入団体の清掃担当部長、また、搬入団体の事務局長の参加を想定してございます。また、必要に応じて東京都環境局にも御参加いただくということを想定しております。

連絡調整会議の下部組織といたしまして、私、事業調整課長を筆頭といたしまして、課長級のより迅速に動けるような体制というものを組織するということも想定してございます。

2点目の御質問ですが、関係主体との協力連携についてでございます。

現時点では、具体的な連携協定の形というものは今後検討というふうに考えてございます。

一方、多摩の自治体間におかれましては、震災時等の相互応援に関する協定なども締結されているというふうに伺っておりますので、そういう協定などとも連携しながら体制のほうを検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 20番、間宮議員。

○20番（間宮 美季君） ありがとうございました。

連絡会議におきましては発災時ということで、当然そうなるのかなと思いながらも、平時においても意見交換ですか顔合わせですかを取っていただきまして、ぜひ各自治体の緊急時の要請のうまく連絡が流れるように体制を整えていっていただきたいと、これは要望をさせていただきます。

また、併せて先ほども質問のときに申し上げましたが、なかなか発災が起こったときには地元だけでは本当に災害ごみ、廃棄物、これの処理というものは物すごく実際に今起こっているところでも大きな課題になっておりますので、ぜひここはそういうことが起こらなければ一番よいわけですけれども、そこに備えてぜひスピードアップをしていただきたい、広域での支援ができるように体制を整えていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 けんいち君） ないようですので、これにて本報告についての質疑は終了いたしました。

以上で管理者報告を終わります。

[日程第5]議案第13号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めるについて

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第5、議案第13号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めるについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書8ページをお開きください。

議案第13号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めるについて、提案理由を御説明いたします。

本改正は、「国家公務員の育児休業等に関する法律」及び「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴い、国家公務員に準じて育児を行う職員が職業生活と家庭生活をより両立しやすくなるよう、部分休業制度を拡充する規定が整備されたこと、また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」に関連し、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講ずることが示されたことから、必要な条文を追加する等規定の整備を行うもので、本会議において専決処分の御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、事務局から説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土屋 けんいち君） 引き続き事務局より内容の説明を求めます。

藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それでは、議案書13ページから16ページに新旧対照表がございますので、そちらを御覧いただければと存じます。

主な改正内容は3点ございます。

1点目は、第15条におきまして既存の部分休業について、第1号部分休業と名称を変更し、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能とする取扱いから、1日を通じて2時間を超えない範囲で取得することができる取扱いに変更するものでございます。

2点目といたしまして、第15条の2から4におきまして、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で部分休業を取得できる第2号部分休業を新設いたしまして、第1号部分休業または第2号部分休業のいずれかの形態を選択することとするものでございます。1年につき条例で定める時間は10日相当の77時間半となります。

3点目は、第18条及び第19条におきまして、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため必要な措置を講ずることを規定するものでございます。本件に伴う各組織団体の条例改正内容の把握が本年7月議会臨時会へ上程する時期以降となりまして、示された施行日の関係上、令和7年10月から改正すべく、施行日を10月1日といたしまして、令和7年9月30日

に管理者の専決処分により改正させていただきました。

専決処分書は9ページ、改正条例は10ページから12ページに掲載してございます。

議案第13号につきましての説明は以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 説明は終わりました。

ただいまの議案に対する質疑はございますか。

2番、上條議員。

○2番（上條 彰一君） この条例なんですが、国から示された施行日の10月1日に間に合わせるために9月30日に専決処分したと、そういう説明でした。この条例改正については、総務省から条例改正の関係の通知が都道府県に届いたのは4月25日、それから、東京都から区市町村に通知が届いたのは、本市の場合には5月8日と聞いております。7月22日の前回の臨時議会になぜ間に合わなかつたのかという点では、今説明の中で構成市の状況を見ていたと、そういう説明でありましたけれども、それぞれの自治体の対応というのはあると思いますが、この条例改正の重要性からいえば、7月22日の臨時議会で提案、議決するということが必要だったのではないかと思いますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（土屋 けんいち君） 植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） 今回の改正につきましては、本条例の第17条の3ということで、妊娠・出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等を追加した子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置ということで、育児休業条例に規定している組織団体が26市町の中でも9団体存在してございます。そうした中で、組織団体の反映状況ですとか当組合の条例の構成、国の助言等を勘案し、整理をしたということで時間を要してしまったというところもございます。

また、前回の臨時会のときの専決処分の内容と今回はまた少々状況が違っているというものがございまして、そちらの状況の把握するために時間がかかってしまったというところもありまして、7月の臨時会での上程は間に合わなかつたというところがございます。

10月1日に間に合わせる必要があるということでは、私ども循環組合の常勤職員は全て東京都及び組織団体からの派遣職員ということもございまして、派遣元組織団体に所属していた場合と比較したときに、職員に不利益が生じないようにということの必要があったためということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（土屋 けんいち君） 2番、上條議員。

○2番（上條 彰一君） 職員の不利益に当たらないように、そういうことでの対応だったと

ということで答弁は了解をさせていただきます。

それで、やはり専決処分の取扱いというのは、きちんと緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないということで、かなり限定的に対応するという定めがあるわけでありまして、今後ともそこら辺の対応については慎重な対応をしていただくことを求めておきます。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） ないようですので、これにて本案についての質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論は終了いたしました。

これより採決に入ります。

議案第13号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めるについて、原案のとおり承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

[日程第6]議案第14号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めるについて

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第6、議案第14号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求める

ことについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書18ページをお開きください。

議案第14号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めるについて、提案理由を御説明いたします。

本改正は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方の実現に向けた措置の拡充が示されたことを受け、必要な条文を追加するもので、本議会において専決処分の御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○議長（土屋 けんいち君） 引き続き事務局より内容の説明を求めます。

藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それでは、議案書22ページ、23ページに新旧対照表がございますので、御覧いただければと存じます。

第17条の3、妊娠・出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等を追加いたしまして、仕事と育児との両立に資する制度または措置について、周知及びその請求等に係る意向の確認を行うための措置を講じなければならない旨等を規定いたします。

先ほどと同様、本件に伴います各組織団体の条例改正内容の把握が本年7月議会臨時会で上程する時期以降となりまして、示された施行日との関係上、令和7年10月から改正すべく、施行日を10月1日といたしまして、令和7年9月30日に管理者の専決処分により改正をさせていただきました。

専決処分書は19ページ、改正条例は20ページ、21ページに掲載してございます。

議案第14号についての説明は以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 説明は終わりました。

ただいまの議案に対する質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 質疑なしと認めます。

これにて本案についての質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論は終了いたしました。

これより採決に入ります。

議案第14号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めるについて、原案のとおり承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

[日程第7]議案第15号 令和6年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第7、議案第15号 令和6年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書24ページをお開きください。

議案第15号 令和6年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

まず、決算収支でございますが、議案書25ページを御覧願います。

歳入歳出予算現額99億5,338万9,000円に対しまして、歳入決算額は93億8,807万5,522円、歳出決算額は90億9,747万2,018円でございます。歳入歳出差引残額は2億9,060万3,504円で、この額が令和7年度に繰り越す額となります。

26ページ、27ページに歳入の主な項目を、また、28ページ、29ページには歳出の主な項目を記載しております。

詳細につきましては事務局より説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○議長（土屋 けんいち君） 引き続き事務局より内容の説明を求めます。

藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それでは、議案書の24ページの詳細は別冊でお配りしてございます冊子、令和6年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算書及び決算関係調書、こちらの冊子につきまして、これによりまして御説明を申し上げます。

冊子の9ページ以降に事項別明細書がございます。

まず、10ページ、11ページをお開きいただければと存じます。

10ページ、11ページでございます。

初めに歳入でございます。10ページ左側、款項目の列と11ページ左側2列目の収入済額の列によりまして、上から順番に説明させていただきます。

第1款分担金及び負担金は各組織団体から拠出いただく負担金でございまして、当初予算額どおり78億2,000万円を収入にしてございます。

続きまして、第2款国庫支出金は福島原発の事故に伴います放射性物質の測定経費のうち、エコセメント化施設から排出ガス中の放射性物質の測定に要する経費につきまして、国庫補助金として交付されたものとエコセメント化施設基幹的設備改良工事事業者選定支援業務委託を実施したことによります循環型社会形成推進交付金として交付を受けたもので、合わせて893万円余りを収入にしてございます。

次に、第3款都支出金は二ツ塚処分場内の針葉樹を広葉樹へ林相転換する事業に対して交付されてございます東京都の補助金でございます。24万円余りを収入にしてございます。

続きまして、第4款財産収入は土地等の貸付けや各基金の預金利子、不動産売り払いに伴います収入などで470万円余りでございます。

第1目の財産貸付収入は携帯電話会社のアンテナ基地局設置等の土地貸付収入でございます。

第2目の利子及び配当金は、備考欄にございます基金の預金利子等となってございます。

第5款繰入金はゼロ円となってございまして、財政調整基金からの繰入れを実施しなかつたことによるものでございます。

1ページおめくりいただきまして、12ページ、13ページを御覧いただければと存じます。

第6款繰越金でございますが、令和5年度からの繰越金4億233万円余りでございます。

続きまして、第7款諸収入は11億5,184万円余りでございます。

主なものは第2項雑入、第1目雑入でございまして、中でも備考欄の上から3項目めに掲載してございますエコセメント化施設の運営業務受託者からの公共料金負担金が8億1,652万円余りで7割程度を占めてございます。

また、2つ下のエコセメント売却益が6,292万円余りでございます。それから、1つ下のエコセメント化施設金属濁物売却益が6,585万円余りとなってございます。

項目2つ下がりまして、太陽光発電電力売却益が6,470万円余りとなってございまして、メガソーラー施設により発電した電力を東京電力に売却したことに伴う収入でございます。

その1つ下、ミックスメタル売却益につきましては、エコセメントの製造過程で排出される非鉄金属で、運営会社における売却益から必要経費を除いた金額の2分の1を組合の収入としてございまして、1億2,138万円余りを収入にしてございます。

次に、第2目、弁償金でございますが、福島原発の事故に伴う放射性物質の測定に要する費用のうち、国庫補助の対象となってございますエコセメント化施設の排出ガスに関するものを除いた測定に要した経費につきまして、東京電力から原子力損害弁償金を収入にいたしてございまして、令和6年度につきましては522万円余りとなってございます。

次に、記載はございませんが、第8款組合債につきましては、借入れを行いませんでした。

以上が歳入でございまして、13ページの収入済額欄の一番下の歳入の合計につきましては、93億8,807万5,522円となってございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きいただければと存じます。

歳出でございます。右ページの一番左の列にございます支出済額の欄に記載の決算額につきまして、順次御説明させていただきます。

まず、第1款議会費は議員報酬や議会開催に要した経費828万円余りでございます。

第2款総務費は理事等の報酬、職員の人事費、弁護士委託料などの管理的経費並びに監査委員費など3億3,582万円余りでございます。以下、主な事項につきまして御説明いたします。

第1項総務管理費、第1目一般管理費は、職員の人事費など組合の経常的運営費で3億3,548万円余りでございます。

第12節委託料は2,577万円余りでございますが、備考欄にありますとおり、ネットワーク

機器類の管理や外部からの不正アクセスの発見・対応を目的としたしましたネットワーク監視業務委託やシステムの保守委託費などでございます。

続きまして、16ページ、17ページをお開きいただければと存じます。

第2項監査委員費は、監査委員報酬などで33万円余りでございます。

次に、第3款衛生費でございます。衛生費は廃棄物の最終処分の業務に必要な物件費、処分場施設の維持管理業務などに伴います委託経費などで、支出済額は83億3,443万円余りでございます。

主な事項についてでございますが、第1項清掃費、第1目清掃総務費は事務経費でございまして、5,852万円余りとなってございます。

第12節委託料は4,709万円余りでございます。主なものといたしましては、組合広報紙たまエコニュースの作成業務、続いて18、19ページをお開きいただきまして、ホームページの管理業務や第7次廃棄物減容（量）化基本計画の策定支援業務に係る委託料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は638万円余りでございます。三多摩は一つなり交流事業などの経費について支出を行ったものでございます。

続きまして、第2目二ツ塚処分場費は16億108万円余りでございます。これは二ツ塚処分場の管理運営に係る経費及び処分場地元地域への負担金などでございます。支出済額の2つ右の欄、不用額が1億2,341万円余りとなってございますが、需用費における上下水道料の使用料が増加したものの、急な支出を要する調査分析がほとんどなかったことから、委託料の契約差金によるものでございます。

支出済額の内訳でございますが、第10節需用費が3億173万円余りで、備考欄にございますとおり、電気料、上下水道料などでございます。また、需用費の備考欄中、一番下の修繕料が2億1,216万円余りでございますが、埋立地内カバーシート及びモルタル法面の修繕や浸出水処理施設の覆蓋修繕などが主なものでございます。

続きまして、第12節委託料でございます。5億4,475万円余りで、処分場の維持管理、浸出水処理、生活環境モニタリング等に係る委託経費でございます。

内訳は備考欄のとおりでございますが、主なものといたしましては、ページをおめくりいただきて21ページの中ほどより下の【浸出水処理業務関連】のすぐ下にございます浸出水処理施設運転管理業務委託が1億1,814万円、【環境業務関連】の生活環境モニタリング調査委託が4,587万円余りとなってございます。

第14節工事請負費4,950万円は浸出水処理施設処理槽防食塗装工事に支出したものでござ

います。

第17節備品購入費206万円余りは二ツ塚処分場浸出水処理施設において使用する凝集剤注入ポンプや薬品等を保管するための冷蔵庫等を購入したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金は、地元日の出町に対する地域振興事業負担金として7億円を支出してございます。

続きまして、第3目谷戸沢処分場費でございますが、埋立完了後の維持管理に係る経費などで5億5,501万円余りでございます。支出済額の2つ右の欄、不用額が1億3,020万円余りとなっておりますが、需用費における修繕料で維持管理上の異常が発生しなかつたこと等や委託料の契約差金によるものでございます。

続きまして、22ページ、23ページをお開きいただければと存じます。

第10節の需用費でございます。1億4,699万円余りで、浸出水処理施設の消耗品費、上下水道料、修繕料などでございます。

第12節委託料は3億1,266万円余りでございます。内訳につきましては、【維持及び管理業務関連】では、場内施設管理業務委託が6,573万円余り、【浸出水処理業務関連】では、24ページ、25ページに移りまして、浸出水処理施設運転管理業務委託が6,666万円余り、【環境業務関連】では、生態モニタリング調査委託が2,636万円余りとなってございます。

第13節使用料及び賃借料は7,251万円余りでございますが、処分場内の町有地に関する土地借上料3,256万円余り及びメガソーラー施設借上料3,987万円余りが主なものとなってございます。

第17節備品購入費6万円余りは施設内で使用するレザープリンタを購入したものでございます。

第18節負担金補助及び交付金2,223万円余りは日の出町が実施いたしました谷戸沢処分場下流の水質調査等に対する負担金でございます。

続きまして、第4目エコセメント事業でございます。支出済額は60億8,102万円余りで、エコセメント化施設の運営に要する経費でございます。また、支出済額の2つ右の欄、不用額は5億4,019万円余りでございますが、これは電気料金の燃料費等調整額が予算編成時に比べまして大幅な減少となったこと、また、重油単価及び電力単価が想定よりも上昇しなかつたことなどによりまして、委託料等が減少になったものによるものでございます。

第10節需用費は8億1,644万円余りで、これは備考欄にございますとおり電気料が7億1,615万円余り、上下水道料が1億29万円余りなどとなってございます。

第12節委託料は52億5,928万円余りで、備考欄にございますように、そのほとんどが施設運営業務委託の経費となってございます。

第18節負担金補助及び交付金では、支出済額63万円余りでございます。こちらにつきましては、エコセメント化施設に隣接いたします青梅市との協定によりまして、青梅市内で行う環境調査に対する負担金とエコセメント普及啓発事業補助金を支出したものでございます。

続きまして、第5目エコセメント化施設整備事業費につきましては、エコセメント化施設の運営契約が令和7年度に期限を迎えることから、それ以降のエコセメント化施設運営の更新等に要する経費として3,878万円余りを支出したものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをお開きいただければと存じます。

主に更新工事に係る事業者選定支援及び埋立関連施設の整備事業者選定支援に係る委託料として支出したものでございます。

第4款公債費は、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場及びエコセメント化施設の建設に係る政府債等の元金及び利子の償還金の合計でございまして、3,273万円余りとなってございます。

第5款諸支出金でございますが、備考欄に掲載のとおり、組合が持つ4種類の基金におきまして、主に最終処分場等施設整備基金に積み立てたもので、合わせて3億8,619万円余りとなってございます。

第6款予備費につきましては、令和6年度中の支出はございませんでした。

以上が歳出でございまして、27ページの下段にございますとおり、歳出の支出済額の合計は90億9,747万2,018円でございます。

続きまして、少し飛びます。31ページを御覧いただければと存じます。

実質収支に関する調書でございます。こちらは1,000円単位での表記となってございます。歳入総額から歳出総額を差し引いた額は3の2億9,060万3,000円で、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額はこれと同額となってございます。

33ページ以降は財産に関する調書でございます。

34ページ、35ページをお開きいただければと思います。

土地、建物及び無体財産権の公有財産について記載してございます。令和6年度につきましては、土地、建物及び無体財産権につきまして増減はございませんでした。

また、1ページおめくりいただきまして、36ページ、この上段の表は100万円以上の物品でございますが、令和6年度につきましては増減がございませんでした。

その下の表は基金でございます。4つの基金の年度末残高は表の右下に記載のございます

とおり80億7,839万円余りとなってございます。

ただいま説明させていただきました決算書及び決算関係調書のほかに別冊で一般会計歳入歳出決算等審査意見書及び主要施策の成果・事業報告書を本日配付させていただいてございますので、御参照いただければと存じます。

なお、監査委員からの決算等審査意見書では、決算書及び添付書類は法令に準拠して作成されてございまして、決算の計数等を審査の結果、適正である旨の御意見をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

議案第15号の説明は以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 説明は終わりました。

ただいまの議案に対する質疑はございますか。

24番、鈴木議員。

○24番（鈴木 拓也君） 3点お尋ねいたします。ちょっと予算時の議論をフォローしていなかったので、同じことを聞いちゃうかもしれません、御容赦ください。

まず、19ページの二ツ塚処分場費の中の需用費の下水道料金なんですけれども、予算よりは少なかったという御説明があったんですけども、前年の決算額と比べますと約5割ほど増しになっておりまして、その理由を教えてください。

2点目が25ページ、上のほうのこれも谷戸沢処分場費、18負担金、補助及び交付金の日の出町水質調査等負担金、先ほど内容の御説明がありました。これも前年度比で約40%のプラスになっておりまして、その理由を教えてください。

それから、その下の同じく25ページですけれども、エコセメント事業費の中の運営及び管理業務関連という中の相沢沖、「おき」と読むのかな、「ちゅう」と読むのかな、ちょっとすみません、読み方は分からんんですけども、給水ポンプ所保守点検業務委託、こちらはほぼ前年の倍額になっておりまして、この理由です。3つ教えてください。

○議長（土屋 けんいち君） 植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） 1点目の質問についてお答えいたします。

浸出水処理施設のほうから下水道のほうに放流をするんですけども、その際の放流量は雨量によってかなり違いが出てくるというのはあります。たくさん雨が降れば、その分防災調整池のほうに水がたまって、それを放流しなければいけないと、もちろんその分の下水道料金がかかるたりするというところがございますので、その雨量の影響等によって増減するというところが実際のところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 古畠環境課長。

○環境課長（古畠 守君） 決算書25ページの負担金、補助及び交付金の日の出町水質調査等負担金の前年度決算より増えている理由につきましては、こちらは日の出町で実施する先ほど御説明がありましたとおり河川水の分析や井戸水の分析及びダイオキシン類の分析に要する費用を負担しているものでございます。

昨年度、特に日の出町によるダイオキシン類の分析に要する調査において、昨今の人件費等の高騰によりまして契約額が1.5倍になるなど従来より大幅に日の出町の調査費用の負担が大きくなつたため増額したところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） 25ページのエコセメント化施設の運営及び管理業務関連のうち、相沢沖給水ポンプ所保守点検業務委託の件につきまして、令和5年度よりも予算が増えたというところで、2倍近くということでございますが、相沢沖給水ポンプ所保守点検委託費のうち、775万710円のうち機器整備は約320万円でありました。予算は447万3,000円でございましたが、施設運営継続に必要な仕様を急遽追加したため、契約変更で対応いたしました。エコセメント化施設への給水ポンプ及び補機類の製造中止が令和5年12月に判明し、修繕での機器整備が難しいため、2台中1台のポンプを新替えたというところでございます。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 24番、鈴木議員。

○24番（鈴木 拓也君） 分かりました。

1点目の下水道料金というのは、単価の値上げ等はなかつたということなのかお尋ねいたします。

○議長（土屋 けんいち君） 再質問はそれだけでいいですか。

○24番（鈴木 拓也君） はい。

○議長（土屋 けんいち君） 植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） 単価の値上げ等はございませんでした。

○24番（鈴木 拓也君） 分かりました。

○議長（土屋 けんいち君） ほかに質疑はございますか。

2番、上條議員。

○2番（上條彰一君） まず、歳入の決算について伺います。

10ページに国庫支出金がありますが、予算額が1,003万4,000円であります。収入済額が893万9,080円ということで109万4,920円、10.9%予算額よりも少ないわけであります、予算化された金額よりも少なくなった理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

また、対象事業が前年度の2事業から1事業になって約150万円少なくなるということが予算段階で分かっていたわけでありますから、少なくとも予算として計上した金額を獲得するということが必要だったのではないかと考えますが、どのような努力をされたのかお答えください。

次に、その下の都支出金について伺います。

予算額よりも6万6,142円、37.1%の増となりました。この都支出金が増えた理由についてお答えください。また、この都支出金が24万4,142円ということで私は非常に少ないなと思うわけですが、これについての見解があればお聞かせをいただきたいと思います。

次に、諸収入、12ページについて伺います。

前年度よりも1億633万円、10.2%の増となりました。特に増えたものとして備考欄にミックスマタル売却益が5,582万円の増、それから、金属濱物売却益が3,407万円の増、太陽光発電電力売却益が1,061万円の増などとなっております。この間、金の国内での小売価格が1グラム当たり2024年4月、1万2,000円台だったものが2025年4月には1万6,000円台と4,000円以上値上がりをするということになっております。特に金属濱物には金などが含まれていると聞いておりますが、また、この間、異常な暑さの中で太陽光の発電量が増えているということも聞いておりますが、まず、これらが増えた理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

特にこの貴金属類の売却ということについては、高く売却するということが必要だと考えるわけでありますが、どのような取組をされたのかお答えください。

次に、歳出について伺います。

昨年度も物価高騰の影響が出ていると思います。昨年度、本事業全体ではどのような影響があったのか、また、これに対してどういう取組をされてこられたのかお答えください。

次に、不用額と事業執行の関係について伺います。

まず、不用額は前年度と比べて9,753万円、10.2%減との説明があります。エコセメント事業では不用額が5億4,000万円を超えております。この内容として電力料金が想定より上

昇しなかったということで約2億3,000万円、下水道料は使用量の増加が想定より少なかつたということで695万円とかなり大きな不用額が出ておりますが、どのように考えておられるのかお答えください。

一方、エコセメント事業費全体では、支出額は前年度よりも2億5,543万2,000円、4.4%の増となっております。理由として原材料費の高騰により施設運営業務委託料が増えたんだと、こういう説明でありましたが、この点についてはどういう見解を持っておられるのかお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） 幾つか御質問がございました。

まず1点目なんですが、国庫支出金の減額につきまして、令和5年度に比べて令和6年度はエコセメント化施設整備事業費における補助対象事業というのが2事業から1事業になったということが挙げられます。具体的には、令和5年度がエコセメント化施設基幹的設備改良工事のうち、1つ目が事業方式検討業務委託というもの、2つ目が発注仕様書作成等支援業務委託のこの2つの事業を実施したというところでございますが、一方、令和6年度に関しましては、エコセメント化施設の基幹的設備改良工事事業者選定支援業務委託、こちらの1事業を実施したということで、結果といたしまして令和6年度において国庫支出金が令和5年度よりも減額というふうになっていたというものでございます。

次に、都支出金の減額理由につきましてでございます。

令和5年度よりも令和6年度において二ツ塚処分場内における先ほど説明しました林相転換、こちらに対する森林整備事業実施経費というのがあります、こちらが少なかつたことが挙げられます。これらに関しましては、国や都の補助金額の獲得のために例年対象経費の精査を行うとともに、新たな補助金の獲得のため関係機関とも連携しましてやっていくよう努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、諸収入のところでは、まずミックスメタル及び金属礫物の売却につきましては、エコセメント化施設運営受託事業者と情報共有、先ほど金の価格等がありましたけれども、そういう情報共有の上、連携を図り、より高値で安定的に売却できるよう努めております。

また、太陽光発電につきましては、直接的に暑さとか猛暑とかとは関係ないんですけども、パネルの洗浄ですとか日影となるような周辺樹木の撤去などを行いまして、発電の効率を向上させるための取組というのを行ったというふうなところでございます。

次に、物価高騰の影響というところで私どもでもとりわけ資材の価格高騰ですとか、そういった影響を受けて契約予定金額というのが増額傾向にありました。そういうところもありまして、予算のほうもこれに対応するような状況で編成をいたしました。組合としての取組ということでは、仕様の見直しですとか精査を行いまして、令和5年度に引き続き対応ができるよう令和6年度のほうも推進してきたというようなところでございます。

また、不用額の件で御質問がございましたけれども、こちらは令和6年度の予算編成を行った際、そちらが令和4年度から引き続き重油単価ですとか電力単価、そしてまた、上下水道料金が上昇傾向にあるということで想定をして見込んだものでございます。予算不足とならないよう予算額を設定しましたけれども、電力料金ですとか上下水道料金ともに想定よりも上昇しなかったことや入札に伴う契約差金の影響によりまして、多くの不用額が生じたというようなところでございます。

今後につきまして、社会情勢等も鑑みながら不要な支出を減らし、効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えています。

一方でエコセメント事業全体では増となっているが、この理由についてというところにつきましては、原材料費の高騰、とりわけ資材価格の高騰などの影響によって委託料が増額したということは認識しております。しかしながら、先ほどの繰り返しになりますけれども、令和6年度の予算編成を行った時点で重油単価等の上昇を見込んで、私どもとしてはしっかり予算不足とならないよう予算額を設定したというところでございます。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、想定よりも上昇しなかったものがあつたりですか契約差金の影響により多くの不用額が生じたというようなところでございますので、引き続き社会情勢を鑑みながらしっかりと予算編成等を行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 2番、上條議員。

○2番（上條 彰一君） まず、歳入決算の国庫支出金についてであります。前年度の2事業が今年度1事業になったということでありましたけれども、結果的に予算化した額が獲得できなかつたことについては、どういう見解を持っておられるのかお答えいただきたいと思います。

それから、今後予算の積算や予算化をした金額を獲得するためにどのような対応をされていかれるのか、特にごみの最終処分場ということで、これは避けて通れない事業でありまし

て、国の補助金が予算全体の0.1%という実態というのは、こうした事業に対する国の認識が大変低いのではないかと考えます。この点で認識を変えるための働きかけが必要なのではないかと考えますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、都支出金についてあります。

先ほど答弁の中では新たな補助金の獲得に努めたいというふうな答弁もあったわけありますが、それにしても24万4,142円というのは大変少ないと思います。東京都にも国と同様、本当にこのごみの最終処分場という事業への認識をきちんとしてもらって、支出金を増やすことが必要と考えますが、見解をお聞かせください。

次に、諸収入について伺います。

この点では、金属礫物等の売却については施設運営受託事業者と情報をしっかりと図って、より高値で安定的に売却できるように努めていきたい、そういう答弁がありました。この売益収入2つ分を合わせますと、ミックスメタルも合わせますと1億8,700万円を超えるわけですが、この施設運営受託事業者との関係では、情報を図るということではどういう関係になるのかもう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思います。

私はむしろ金属類だとか貴金属類などの高騰もあるわけでありますから、受託事業者任せではなくて、一般競争入札でより高いところに売却するというのはできないことではないのではないかと考えますが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから、太陽光発電についてあります。パネルの洗浄でありますとか樹木の撤去などで発電効率を向上させたということで、いろいろ努力もされたということが分かりました。今後ともぜひ御努力をお願いしておきます。

ところで、この6,500万円近い売却益となっているわけですが、この太陽光発電の関係は、施設でも使って余った電力を売却しているということでよろしいのかどうかお答えください。

次に、歳出の物価高騰の影響であります。

この点ではやはり契約予定額が増加傾向にあったということで、仕様の見直しだとか精査を行ったという答弁がありました。この仕様の見直しだとか精査とは具体的にどういうことを行われたのかお答えをいただきたいと思います。

次に、不用額と事業費増との関係であります。

まず、不用額についてはいろいろ答弁をしていただきまして、結論的に言えば予算段階の想定が狂って多くの不用額が出たということでありました。相当苦労されて予算は立てられ

たと思いますが、その予算段階でも予算不足とならないようにということで相当上乗せをしたのかなということが答弁からもうかがえるわけですが、私は決算においてエコセメント事業で5億4,000万円、予算額の8.1%という不用額は大変大きな不用額だなと考えております。今後、予算編成に当たっては、過大な積算とならないよう十分な精査を行って積算すべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

なぜこういうことを質問するのかといえば、今後のエコセメント化施設の更新工事費というのは改良工事費528億円、施設運営費1,686億円、合計2,215億円ということでありまして、構成団体平均で約85億2,000万円となります。この費用負担というのは25年間ということになつてはいますが、この工事の進捗に応じて必要額を各団体が搬入した焼却残さの重量比率で案分して算定するということになっておりますから、各団体は相当この費用を捻出するには苦労するのではないかと思います。

あわせて、今はなかなか物価高騰が収まるどころか、ますますひどくなっているという状況でありまして、やはり構成団体の自治体の財政負担を軽減していくという点では、こういう努力がしっかりと行われなければならないと考えます。ぜひ御努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） 幾つか質問がございましたので、またそれぞれ担当部署のほうから御答弁をさせていただければと思います。

私のほうからまず国庫支出金の獲得について御質問がございました。当初私どものほうとしても2事業を実施したというところの令和5年度だったんですけども、令和6年度につきまして1事業の実施となったというところにつきましては、想定のところで見込んだ額から減ってしまったということは事実として受け止めたいというふうに思ってございます。ちらにつきましては、循環型社会形成推進交付金という環境省の交付金がございまして、ちらのほうが減ったということにつきましては御意見として受け止めたいというふうに思つてございます。

あと、都支出金の減額というところで、より少なかつたんじやないかというような御意見だったと思うんですけども、ちらにつきましては、例年行っている森林整備の事業実施の経費というところで、林相転換に対する経費ということで、これは大体このぐらいの金額を補助金として獲得しているというふうな状況でございまして、これ以外につきましても、

東京都におきましては今回の更新工事等に伴いまして、補助金の獲得についても私どものほうから要望しております、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、歳出につきまして、仕様の見直し、精査はどのような具体的なことを行ったのかというところでございます。様々な私ども組合の事業、工事、委託等におきまして、それに伴う人工の設定ですとか作業日数の適正化、また、場合によっては次年度に先送りできるもの、間に合うものがあるのかどうなのかといったところ、そういうところを確認いたしまして、不要な支出を減らすような努力をしたというようなところでございます。最終的に先ほど指摘がございました過大な積算とならないようにしっかりと努めていただきたいというような御要望がありました。

私どものほうとしては、組織団体から負担金等もいただいて事業を進めているというようなところもございますので、決して過大な積算、予算編成をしているつもりはございません。また、一方では冒頭管理者のほうからも説明させていただきましたが、私ども循環組合として最終処分場の管理運営をするにあたっては、26市町が排出しているごみの灰というものが日の出町に運ばれているというようなところもございますので、日の出町の方々にしっかりと安全・安心を担保しながら組合事業を実施していかなければならない、そういうところもございますので、ぜひ御理解のほうをお願いしたいと存じます。

○議長（土屋 けんいち君） 寺谷事業調整課長。

○事業調整課長（寺谷 次明君） メガソーラーの発電電力の自家消費に関する御質問だったかと思います。

こちらにつきましては、メガソーラーを設置した時点におきましては、固定価格買取制度、いわゆるF I Tと呼ばれる制度でございますが、比較的よい単価で売電ができたということもございまして、発電量を全量、東京電力に売電するということとしております。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 下間エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（下間 志正君） ミックスメタル及び金属澱物の売却についてでございますが、こちらの売却に対しましては、東京たまエコセメント株式会社との契約の中で売却先につきましては、東京たまエコセメント株式会社が自ら決めるというところでございます。

その売却先につきましては、非常に限られた業者でございまして、なかなか選ぶという選択肢がないところではございますが、今的一般競争の件も含めまして、より高値で安定的に

売却できるような形で我々も東京たまエコセメント株式会社に対して情報提供及び協力をしたいといふうに考えてございます。基本的には東京たまエコセメント株式会社のほうで決めていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） ほかに質疑ございますか。

20番、間宮議員。

○20番（間宮 美季君） 決算については適正に処理が行われているといふうに意見書にもございまして、そのような認識をしております。

この決算が終わると、恐らくすぐに今度は来年度の予算編成に入っていくのかなといふうに思い、この間、御提示もされているエコセメント化施設基幹的設備改良工事等についても計上されていく関係で、各自治体の分担金が非常に気になっているところではあります。さきの臨時議会のときに東京都に対して改良工事が補助対象とはなっていないけれども、働きかけをしている中で一定要望に応えていただけるのではないかといふうにちょっと私は受け止めたんですけども、そのような御答弁もあったように記憶しております。そこについての動きが具体的に何かあるのかどうか、これは本当に支援していただけるかどうかで非常に来年度の予算に大きく関わっていくのではないかと思いますので、ぜひ動きがあれば教えていただきたいといふうに思います。

○議長（土屋 けんいち君） 寺谷事業調整課長。

○事業調整課長（寺谷 次明君） エコセメント更新工事に関する東京都の支援という御質問であったかと思います。

こちらにつきましては、従来の東京都の補助制度では、エコセメント化施設につきましては新設・増設工事のみが補助対象となっていましたが、今年度、東京都の補助制度が改正となりまして、更新工事も補助対象となるよう、改正をされたというところでございます。

一方、どれぐらい東京都が補助、支援していただけるかというのはまさに調整中でございまして、今後また金額が確定いたしましたら皆様に御説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） 20番、間宮議員。

○20番（間宮 美季君） ありがとうございます。ぜひ非常に厳しい各自治体とも、もちろん大変必要な施設ですので、何とか分担金を確保していきたいと思っておりますけれども、少しでも負担が軽くなるよう引き続き東京都との調整をしていただけますようよろ

しくお願いいたします。

以上です。

○議長（土屋 けんいち君） ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） ないようですので、これにて本案についての質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号 令和6年度東京たま広域資源循環組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

[日程第8]議案第16号 令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第8、議案第16号 令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

阿部管理者。

○管理者（阿部 裕行君） 議案書30ページ、31ページをお開き願います。

議案第16号 令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本補正予算は令和6年度決算の歳入歳出差引残額を令和7年度に繰り越し、基金に積み立てる支出について補正をお願いするものでございます。

規模につきましては、31ページの第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれに2億7,060万3,000円を追加し、予算総額を111億1,860万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事務局より説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 けんいち君） 引き続き事務局より内容の説明を求めます。

藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それでは、議案書32ページの記載でございますけれども、別冊の令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算説明書（第1号）、こちらのほうで御説明させていただきます。

6ページをお開きいただければと存じます。

初めに、歳入でございます。

6款繰越金につきましては、先ほど令和6年度一般会計決算におきまして説明させていただきました歳入歳出差引額2億9,060万3,000円余りを令和7年度に繰り越すため、当初予算2,000万円との差額2億7,060万3,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。恐れ入ります。8ページをお開きいただければと存じます。

5款諸支出金、1項基金費におきまして、ただいま説明いたしました繰越金の補正額を最終処分場等施設整備基金に積み立てるため、同額の2億7,060万3,000円を計上するものでございます。

議案第16号の説明は以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 説明は終わりました。

ただいまの議案に対する質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 質疑なしと認めます。

これにて本案についての質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論は終了いたしました。

これより採決に入ります。

議案第16号 令和7年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の皆様の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（土屋 けんいち君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

[日程第9]議員派遣について

○議長（土屋 けんいち君） 次に、日程第9、議員派遣についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

藤井事務局長。

○事務局長（藤井 達男君） それでは、議案書33ページ、議員派遣について説明させていただきます。

こちらは地方自治法第292条におきまして準用する同法第100条第13項及び東京たま広域資源循環組合議会会議規則第91条の規定によりまして、議員の派遣について議決を求めるものでございます。

1、派遣件名は令和7年度東京たま広域資源循環組合議会・事務連絡協議会合同行政視察でございます。

2、派遣目的は、地域内におけるごみ処理及びごみの中間処理施設の管理運営の実態を把握することにより、当組合のみならず組織団体の今後の資源循環施策の在り方に関する検討、さらには地域住民への啓発に資することを目的としてございます。

3、派遣場所でございますが、東京都八王子市にございます館クリーンセンターでございます。

4、派遣期間、令和7年11月6日木曜日、午後の時間帯を予定してございます。

5、派遣議員は視察を希望する議員でございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） 説明は終わりました。

ただいまの説明のとおり閉会中に議員派遣を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 御異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣につきまして、変更を要するものについては、その措置を議長に御委任いただくことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 けんいち君） 御異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、事務局より発言の申出がありましたので、お願いいいたします。

植田総務課長。

○総務課長（植田 威史君） 事務局より3点、事務連絡をさせていただきます。

まず、1点目です。

11月6日の行政視察についての御案内を参加予定の組織団体の皆様へ本日机上配付しております。御確認の上、当日お越しいただきますようお願い申し上げます。

2点目は次回の組合議会の予定についてでございます。

日時は令和8年2月19日木曜日、まず、ブロック代表者会議を午後1時15分よりこちらの第8会議室にて開催をし、定例会を午後1時30分から東京自治会館の大会議室で開催というふうになりますので、よろしくお願いをいたします。

3点目は議員報酬の支払いについてでございます。

規定上、半期に一度のお支払いとなります。本年度上半期分の報酬につきましては、御指定の口座へ10月末の振込手続を取らせていただきましたので、御確認をお願いしたいと存じます。

事務連絡は以上でございます。

○議長（土屋 けんいち君） これをもちまして、令和7年第2回東京たま広域資源循環組合

議会定例会を閉会いたします。

円滑な議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 3 時 4 2 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合議会

議長 土屋 けんいち

第10番議員 鈴木 成夫

第26番議員 古宮 郁夫